資料

実施プログラム(16) さくらカードの見直しについて ————————————————————————————————————	173
実施プログラム(18) 児童育成クラブの見直しについて ————————————————————————————————————	177
実施プログラム(21) 市立産院の見直しについて ————————————————————————————————————	179
実施プログラム(26) 中央勤労青少年ホームの廃止・転用について ————————————————————————————————————	181
実施プログラム(26) 勤労婦人センターの廃止について ————————————————————————————————————	184
財政健全化の推進 本市の財政指標等について	187

さくらカードの見直しについて

(1)対象者

これまでの「さくらカード」制度

高齢者	70歳以上の高齢者	60,909人
障害者	身体障害者手帳所持者(1~3級) 療育手帳所持者(A1、A2、B1) 精神障害者保健福祉手帳所持者(1~3級)	7,688人
被爆者	被爆者健康手帳所持者	173人

(平成15年11月末現在)

(2)制度概要

さくらカードを提示することにより、熊本城、動植物園など市の公共施設が無料等で入場することができる。 さくらカードを提示することにより、市内を運行する市営、産交、電鉄、熊本バスの路線バス・電車が無料 で利用することができる。

年間6億円をバス事業者に定額負担している。

(1)対象者

これまでと同じ

新しい「さくらカード」制度(案)

(2)制度概要

さくらカードを提示することにより、熊本城、動植物園など市の公共施設が無料等で入場することができる。 これまでと同じ

利用者は、1割又は2割の負担で「専用プリペイドカード」を購入し、電車・バスを利用する。乗車時、「専用プリペイドカード」をカード読み取り機(カードリーダー)に挿入し、下車時、さくらカードを提示して「専用プリペイドカード」で運賃を精算する。専用プリペイドカードは、利用状況により何枚でも購入できる。

(3)熊本市優待証(さくらカード)

従来どおり発行する。有効期間は、2年を3年に変更する。

(4)専用プリペイドカード (おでかけ乗車券)

取扱場所:更新時は更新会場。それ以外は、市庁舎内、総合支所、保健福祉センター 販売時期:平成16年3月中旬(利用開始:平成16年4月1日から)

(5)利用者負担の内容

高齢者・被爆者 ・・・ <u>2割負担</u>する。 (5,000円カードを1,000円で購入する。) 障害者(身障1~3級・療育A1.A2.B1・精神1~3級)

・・・ <u>1割負担</u>する。 (5,000円カードを500円で購入する。)

上記のうち、介護保険料第1段階(生活保護受給者・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者)については、年間1枚(利用度数5,000円)の専用プリペイドカードを<u>無料交付</u>。それ以上利用される方は、及びの負担でカードを購入することができる。

(6)事業費精算の内容

専用プリペイドカード利用による総利用運賃から事業者割引分(4割)を控除した残りの6割を市が負担金として支払う。(利用者負担は、市の歳入とする。)

さくらか=ド利用者の方へ

~平成16年4月から利用方法が変わります~

新しいさくらカード制度では、バス・電車を利用される場合、「さくらカード」と「おでかけ乗車券」が必要となります。「おでかけ乗車券」「さくらカード」を持たずに乗車されますと通常の運賃となりますのでご注意下さい。 また「おでかけ乗車券」は、利用状況に合わせて、何枚でも購入できますが、対象者区分により種類が違いますのでお間違えのないようご購入ください。

新制度の概要

対象者区分	身体障害者手帳1~3級 療育手帳A1、A2、B1 精神障害者保健福祉手帳	○70歳以上の方 ○被爆者健康手帳をお持ちの方		
さくらカードの 種類	①さくらカード	②さくらカード		
利用者負担の 内容	5,000円分利用できる「おでかけ乗車券」を 500円で購入。	5,000円分利用できる「おでかけ乗車券」を 1,000円で購入。		
おでかけ乗車券 販 売 所	自動券売機… 市役所 1 階障害保健福祉課 窓 ロ 販 売… 中央保健福祉センター 北部総合支所 東保健福祉センター 天明総合支所 西保健福祉センター 飽田総合支所 南保健福祉センター 河内総合支所 北保健福祉センター 芳野出張所 交通センター	自動券売機… 市役所2階高齢保健福祉課 中央保健福祉センター 北部総合支所 東保健福祉センター 天明総合支所 西保健福祉センター 約田総合支所 南保健福祉センター 河内総合支所 北保健福祉センター 芳野出張所 窓 ロ 販 売… 交通センター		
おでかけ乗車券販売日等	市役所(障害保健福祉課・高齢保健福祉課)、各保 月〜金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前8時30 交通センター 月〜金曜日 午前8時30分〜午後6時30分 土日・	分~午後5時00分		
おでかけ乗車券見本	障害者用 1 割負担カード 購入金額: 500円 5,000円分乗れます 「	高齢者・ 被爆者用 2割負担カード 購入金額:1,000円 5,000円分乗れます 5000 おでかけ乗車券 にからも一手配用		

※さくらカードを更新される方で、介護保険料第1段階の方は、毎年1枚「おでかけ乗車券」を無料交付します。 ただし年度の途中の資格取得者は対象となりません。

※利用できる区間は、熊本市内のみとなっております。市外で乗降された場合は、市外分のみお支払いください。

利用の方法





車に乗るとき





「おでかけ乗車券」が使える交通機関

- ○市営バス・電車
- ○産交バス
- ○熊本バス
- ○熊本電鉄バス
 - ※電鉄電車は回数券方式を 予定しております。

ただし、下記のバスなどは利用できません

○高速バス

○快速バス

○特急バス

○定期観光バス

○空港リムジンバス ○直行シャトルバス

○深夜バス

○市外を出入する臨時バス

「おでかけ乗車券」の取扱について

- ○折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけたりしないでください。
- ○紛失、破損及び汚損等に対しては、責任を負いません。
- ○残額の目安は、パンチ穴で表示されます。
- ○乗車券の払い戻しは、行いません。
- ○乗車券には、有効期限がありますのでご注意ください。



さくらカード事業費の推計

平成15年度事業費推計

	カード 所有者数 (人)	1人当たり 利用回数 (回)	総利用回数 (回)	1回当たり 単価 (円)	総利用金額 (百万円)
70歳以上高齢者	60,031	143.9	8,638,461	177.1	1,439
身障者等	7,344	72.0	528,768	88.6	47
合計	67,375	136.1	9,167,229	162.1	1,486

身障者等の運賃を半額で試算

事業費の将来推計

(単位:人、百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
70歳以上人口	84,952	88,214	91,646	95,257	99,067	103,029
総利用運賃推計	1,486	1,524	1,579	1,638	1,700	1,764

負担内訳

>~1—1 JH/ \							
	15年度	新負担率	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
利用者負担	0	1~2割	293	304	316	328	341
市負担	600	5~4割	622	644	667	692	718
バス事業者割引	886	4割	609	631	655	680	705

新しい利用者負担:高齢者・被爆者・・・・・2割、障害者・・・・・1割 低所得者(介護保険料第1段階)・・・おでかけ乗車券を年間1枚無料交付

児童育成クラブの見直しについて

1 制度の拡充について

(趣 旨)

少子化の進行や共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、本市においても児童育成クラブへの入会者数は、年々増加しており、保護者のニーズも益々高くなってきています。

つきましては、児童育成クラブが、子どもたちにとって居心地の良い場所であるとともに、保護者の方が子どもを安心して預けていただけるよう、児童育成クラブの充実と適正な運営を行うため、制度の見直しを図って行く必要があります。

項目	現行	見 直 し (案)
開設基準	保護者が労働等により昼間家庭にいない	保護者が労働等により昼間家庭にいない小
	小学校に就学している1年から3年までの	学校に就学している1年から3年までの入会
	入会予定児童が概ね20人以上の場合に設	予定児童が <u>10人以上</u> の場合に設置する。
	置する。	
開設日	次に掲げる日を除く日とする。	次に掲げる日を除く日とする。
	1 国民の祝日に関する法律に規定する休	1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
	日	2 日曜日
	2 日曜日	3 年末年始(12/29~1/3)
	3 年末年始(12/29~1/3)	<u>土曜日は、全クラブ開設とする。</u>
	土曜日は、条件付きで開設	長期休業中は、日曜・祝日及び年末年始
	長期休業中は、各クラブ運営委員会で決定	(12/29~1/3)を除いて全日程開設とす
		<u>る.</u>
	開設日数 234 日 (平均実数)	開設日数:294日(見込み)
開設時間	平 日 児童の下校時間~17:00	平 日 <u>児童の下校時間</u> ~ <u>18:00</u>
	土曜日 9:00~12:00	<u>8:30</u> ~ <u>18:00</u>
	長期休業中 9:00~17:00	長期休業中 <u>8:30</u> ~ <u>18:00</u>
	(ただし必要に応じて実施時間を短縮する	(ただし、必要に応じて実施時間を変更すること
	ことができる。)	ができる。)
指導員の	(児童数) (指導員数)	(児童数) (指導員数)
配置基準	20~60人 3人委嘱し、2人勤務	10~35人 4人委嘱し、2人勤務
	61人以上 4人委嘱し、3人勤務	36~70人 5人委嘱し、3人勤務
		71人以上 6人委嘱し、4人勤務
	障害児加配 必要に応じて加配	障害児加配 必要に応じて加配
障害児の	受け入れ可能と判断された障害を持つ児童	受け入れ可能と判断された障害を持つ児童は
入会	は5年生まで	<u>6年生まで</u>
備品等の	冷蔵庫・掃除機等の備品、その他おやつ代及	冷蔵庫・掃除機等の備品については、今後は事
整備	び日常使用する消耗品等は保護者負担とす	業費の中に組み込んで整備する。
	る 。	
	-	

2 受益者負担の導入について

導入の考え方

児童育成クラブの利用料については、これまでは受益者の負担はいただかず、税を財源としてサービスの提供を行ってきました。しかし、今後、一層の利用者増が見込まれること、さらに受益者が特定されていることなどを踏まえ、これらのサービスを将来にわたって持続可能な制度とするとともに、適正な運営を図るために、一部、受益者負担をお願いすることについて検討を進めているものです。

ア事業運営の適正化

本事業の運営については、国が実施要綱を定め、国庫補助を含めた事業費の負担のあり方を示しています。その中で、補助事業単価(概ね総事業費のこと)の2分の1を保護者の負担とすることができるとしています。

イ 受益者の状況

児童育成クラブを利用している児童の割合は、全児童の約16%です。(平成15年度)

・ 小学校1~3年生の児童数(a)

19,979人

・ 育 成 ク ラ ブ の 児 童 数 (b)

3,238人

・ 育 成 ク ラ ブ の 利 用 率 (b / a)

16%

ウ 中核市の導入状況

・ 熊本市を除く34中核市のうち、30市で導入済み 実施率 88%

受益者の負担額

- ア 受益者負担額(児童1人当たり) 4,300円
- イ 受益者負担額の算定(月額)
 - ・(総運営経費 国庫補助基準額) ÷ 児童数 ÷ 12ヶ月

受益者負担額の減免

- ア 生活保護および準要保護世帯 免除
- イ 2人以上在籍の場合 2人目以降半額
- ウ その他市長が特に必要と認めたとき

根拠規定の整備

「熊本市児童育成クラブ利用者負担金条例」の制定

3 実施日

- ア 制度の拡充については、平成16年4月1日から
- イ 受益者負担の導入については、平成16年7月分から

市立産院の見直しについて

《実施概要》

中長期的視点に立ち、民間医療機関等との役割分担の明確化と連携の強化を図るため、産院の産 科医療機能と市民病院における高度医療機能との一体化に取り組む。具体的には、「母と子にやさし い医療と周産期母子医療体制の強化」を推進するとともに、産院が培ってきた機能を生かした、保 健・福祉・医療の一体的相談支援体制の構築に取り組む。

さらに、短期的には、現在の分娩数に見合った体制整備に取り組む。

《プログラム》

1 産科医療機能の市民病院との一体化

平成 16 年度中に可能な部分から着手し、市民病院と産院との産科医療機能の一体化を実現する。

1)総合周産期母子医療センター

平成 16 年度にNICU15床、MFICU6床で開設を予定している。その後、NICUについては18床への増床を、MFICUについては9床への拡大を検討する。

2)措置分娩(福祉的対応が必要なものを含む)

児童福祉法に基づく措置分娩については、市民の利便性の向上を図るため、市民病院で開設することとし、さらに希望する民間医療機関からの認可申請を受け、順次認可を進める。

3)医療福祉相談

市民病院における体制整備及び関係医療機関とのネットワーク構築を行い、相談体制を拡充する。

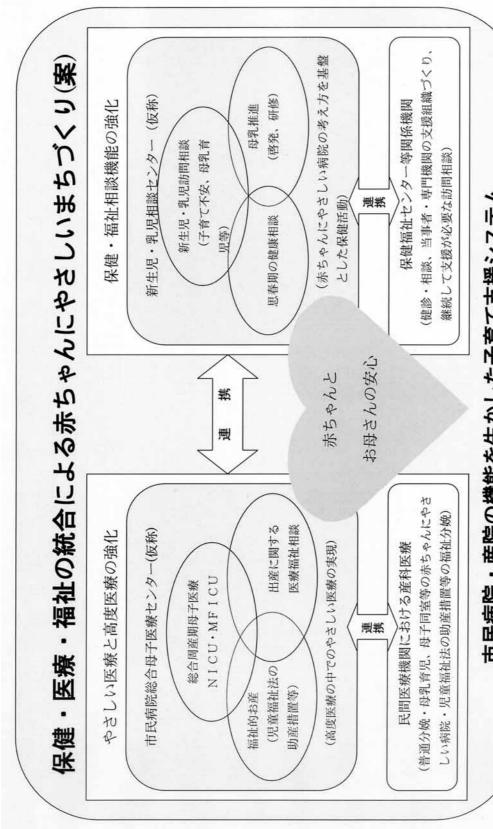
2 保健・福祉・医療の一体的母子の相談支援体制

母乳育児を支援するとともに、母子・家族関係の相談体制を強化するため、訪問相談実施マニュアルの作成やスタッフの養成を行い、現在約50%に止まっている新生児・乳児訪問相談を全数に拡大する。また、思春期における健康相談や性に関する相談に応じることができるよう、体制を整備し、順次実施に移すこととする。

3 市立産院の体制整備

平成16年度に、現在の分娩数に見合った体制作りを行うとともに、相談支援体制づくりを開始する。

また、民間医療機関との協働による推進協議会を設立するなど、「赤ちゃんにやさしい病院」の考え方や技術を、より多くの医療機関に拡大し、普通分娩については民間医療機関へ移行する。



市民病院・産院の機能を生かした子育て支援システム

思春期~妊娠・出産から育児までの安心づくり

180

中央勤労青少年ホームの廃止・転用について

1 廃止理由

(1) 勤労青少年を取り巻く社会経済情勢の変化

勤労青少年ホームは、昭和45年に制定された勤労青少年福祉法に基づき、主として働く青少年に健全な余暇活動の場を提供すること等を目的とする任意設置の施設であり、中央勤労青少年ホームは昭和46年5月に開館している。

しかしながら、30年以上を経過した今日、勤労青少年を取り巻く少子高齢化や技術革新などの社会経済情勢の急激な変化とともに、勤労青少年の高学歴化やフリーター等に見られる就業意識の変化、多様化が進んでいる。また、民間におけるカルチャーセンター等の勤労青少年が利用可能な施設の増加により、勤労青少年ホームの社会的役割が低下してきている。

(2) 夜間の利用者数の減少

利用登録者数は、昭和46年度開設当初の3,084名をピークにほぼ一貫して減少しており、平成14年度には453名と激減してきている。過去5年間を見ても、平成10年度の822名からほぼ半減している。特に、昼間の利用がなく、夜間のみの利用となっており、施設の有効利用がなされていない。

以上のことから、施設の有効利用及び事業効率性という観点から、当該ホームについては平成16年度中に廃止し、平成17年度から青少年センターに転用する方向で検討しているところ。

2 見直しによる効果

- (1) 施設の有効利用、市全体から見た事業の効率化ができる。
- (2) 青少年センターの機能の拡充。
- (3) 広く青少年の利用が可能となる。

1.中央勤労青少年ホームの利用者の減少と利用形態の変化

利用者状況

年	度	S49年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
利用登	録者数	3,068人	822人	819人	578人	414人	453人

講座別利用状況(H14年度)

講座別利用状況(H14年度) 講	座	定員	登録者
R PS		30人	25 人
	華道 草月流	30人	5 人
	手話	30人	18人
	」 一 華道 小笠原流	30人	12 人
	茶道 肥後古流	30人	
	火曜料理	30人	24 人
	水曜料理	30人	
定期講座	木曜料理	30人	32人
	不催れほ	30人	3_2
	世式デース ボクシングエクササイズ		
	書道		
	音	30人	<u>11 人</u> 17 人
		30人	26 人
	ペン習字	30人	19 人
	りんごの洋菓子作り	20人	-
	花と緑のフラワーデザイン	30人	<u>17 人</u> 7 人
	者物着付け	20 人	12 人
	英会話(3)	80人	62 人
	編み物	20人	5 人
	アジア料理	20人	15人
	陶芸(3)	60人	27 人
短期講座	ゴルフ(2)	24 人	22 人
	浴衣着付け(2)	40人	19 人
	手作りパン(2)	24 人	22 人
	クリスマスケーキ作り	12 人	7 人
	バレンタインチョコレート	40人	20 人
	洋菓子アラカルト	20人	5 人
	オカリナ	12 人	12 人
	バスケット	30 人	49 人
サークル	バトミントン	30人	29 人
	ゴスペル	30人	14 人
平	均	30.1人	2 2 .0人

2.経費状況

管理経費 (単位:千円)

年 度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
人件費(職員3名)	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500
物件費	16,709	16,853	16,632	16,597	16,106
計	42,209	42,353	42,132	42,097	41,606

3. 転用に伴う改修経費 ・改修工事、空調改修工事、備品等 ・・・ 約5,400万円

青少年センターの在り方(案)

趣旨

青少年問題は複雑・多様化しており様々な要因を背景としている。 青少年センター活動は、 青 少年に関する第一次的な総合相談の機能及び青少年の居場所づくりなど多様な活動が求めら れている。特に、街頭における声かけ活動と相談・支援活動は車の両輪であり、ハード、ソフ ト両面において機能の充実を図る必要がある。

青少年を取り巻く現況

~ 非行防止と安全対策 ~

・非行等問題行動の深刻化

凶悪化、低年齢化、要因の複雑・多様化

・家庭、学校での対応の限界

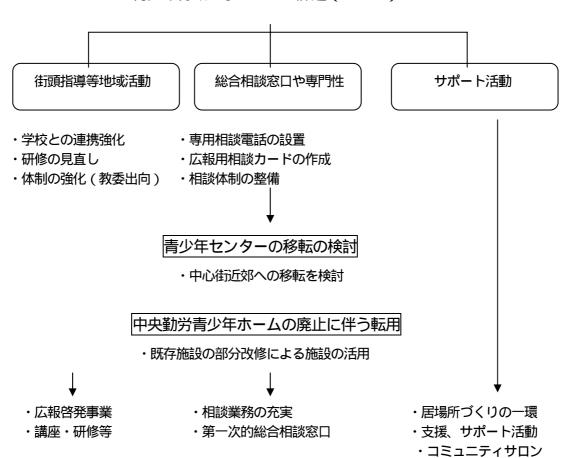
不登校問題、問題性の複雑化、連携・支援のあり方 有害情報の氾濫、性の商品化、通信機器の発達

・安全対策、保護の課題

・社会環境問題

犯罪被害、わいせつ目的事案、模倣事犯などの多発

青少年行政に求められる課題(ニーズ)



勤労婦人センターの廃止について

1 廃止理由

(1)女性を取り巻く社会情勢の変化

当センターは、「勤労婦人福祉法」に基づき勤労婦人の福祉の増進と地位向上を図る施設として、昭和49年6月に開館し30年が経過した。その間、根拠法である勤労婦人福祉法は数次の改正を経ながら「男女雇用機会均等法」として今日に至っている。また、平成11年に「男女共同参画社会基本法」の成立など女性を取り巻く社会情勢が勤労婦人の福祉から男女共同参画へと変化している。

本市では、平成2年に総合女性センターを建設し、男女共同参画社会に向けた拠点施設として様々な取り組みを行っており、能力開発や就労支援、仕事と家庭の両立支援など男女共同参画社会に向けた施策などの機能面は総合女性センターにおいて十分に実施可能である。

(2)センターの利用者の減少と利用形態の変化

当センター利用者は、昭和58年度の78,400人をピークに年々減少しており、平成14年度は26,600人となっている。また、その利用の形態は、開館当初から実施してきた福祉の向上を図る生涯学習的な講座などは、主催から自主的なグループの講座へと変化している状況であり、この自主的なグループによる利用が全体の8割以上を占めている。

現在、このような生涯学習講座を実施する施設は、公民館、地域コミュニティーセンター、 民間カルチャーセンターなどの整備により充実されている。

(3)施設の老朽化

存続または転用となれば築約30年経過し老朽化が進行しており、改修にかなりの経費を要する。

このようなことから、従来、勤労婦人センターが担っていた機能については、原則として男女 共同参画社会の形成を担う総合女性センターへ移管引継ぎし、勤労婦人センターについては、1 6年度末に廃止する方向で検討しているところ。

2 見直しによる効果

- ・男女共同参画への拠点施設としての総合女性センターの充実
- ・経費の節減

1 女性を取り巻く社会情勢の変化

勤労婦人福祉法(昭47.7.1施行)

勤労婦人センター開館(昭49.6.6)

男女雇用機会均等法(昭61.4.1施行)

第30条 働く婦人の家

働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準の付則により「勤労婦人センター」 の名称を用いることができる。

改正男女雇用機会均等法(平7.10.1施行)

第30条 削除

付則第9条第1項 現に設置されている働く婦人の家は、削除された均等法第30条関係はなお効力を有する。

改正育児・介護休業法(平7.10.1施行)

第26条 勤労者家庭支援施設

男女共同参画社会基本法(平11.6.23施行)

2 センターの利用者の減少と利用形態の変化

利用状況

	S 5 8	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
利用者数	78,400	45,008	32,193	29,554	23,016	26,622
S58 の利用者を 100 とした場合	100	57.4	41.1	37.7	29.4	34.0

目的別利用状況(14年度)

就労・両立支援	生涯学習的講座	託児	その他
9.1%	82.6%	4.0%	4.3%

3 施設の老朽化

概算改修費用

- ・床改修、屋上防水工事、託児室トイレ・手洗い、旧管理人室改修・・・20,250千円
- ・外壁改修工事(未積算)
- ・耐震調査による補強工事(未積算)

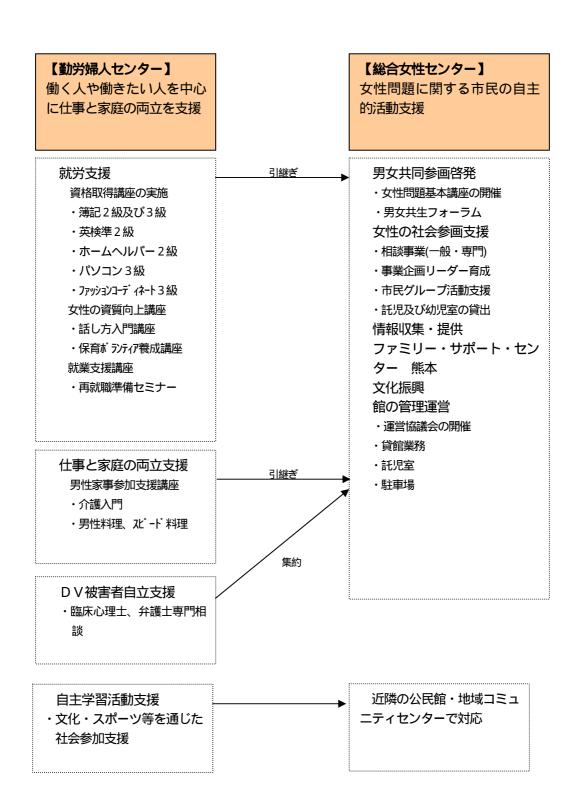
4 見直しによる効果

運営経費 (単位:千円)

	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
人件費(職員3名)	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500
管理費	15,770	12,584	11,420	13,271	11,820
事業費	7,387	8,132	7,692	5,944	7,076
計	48,657	46,216	44,612	44,715	44,396

14年度の運営経費から見た削減見込み額 20,320千円(管理費+職員1名)

勤労婦人センター廃止に伴う総合女性センターへの事業引継ぎについて



本市の財政指標等について

本市の財政状況を、各種財政指標を用い、人口40万人以上の中核市との比較も交えて分析して みました。

社会資本整備のための財源、あるいは減税補てんとして、市債(市の借金)発行額が増加し、その残高が大きく増えています。

これに伴い、公債費(市債の元利償還額)が増加し、公債費比率、起債制限比率、経常収支比率、 財政力指数といった財政の健全性、弾力性を示す財政指標が低下しました。

また、市の貯蓄ともいえる財政調整基金、あるいは減債基金は、中核市の中でも最低水準となっています。

これらの数値は、平成9年度以降中期財政計画を策定・実施し、やや回復傾向となっていますが、 その水準自体は依然として厳しいものとなっております。

(1) 市債現在高及び公債費の推移

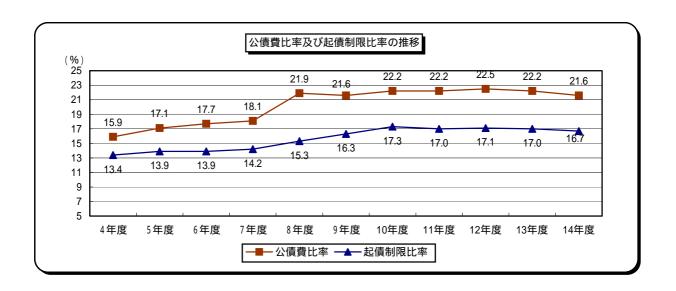
市債現在高は、平成4年度の1,928億円から平成14年度は3,049億円と、1.6倍に増大し、結果、その償還である公債費も増大し、平成4年度に205億円であったものが、平成14年度には424億円と2倍強となっています。しかし、平成14年度は約21億円繰上げ償還を行っており、その分を除いた額で前年度と比較するとほぼ横ばいとなっています。なお、平成14年度の地方債現在高には臨時財政対策債92億円が含まれており、それを除くと実質は2,957億円となります。

(普通会計)



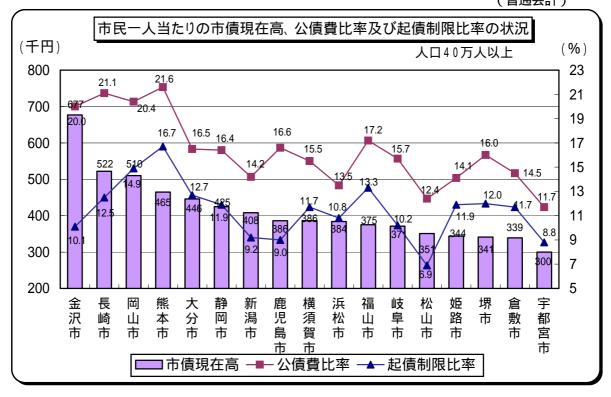
(2) 公債費比率及び起債制限比率の推移

公債費比率は、平成8年度に危険信号とされている20%を超え、その後ほぼ横ばいとなっていますが、14年度は若干減少しています。起債制限比率も同様の傾向となっています。



(3) 市民一人当たりの市債現在高、公債費比率及び起債制限比率の状況

市民一人当たりの市債残高は、約465千円と中核市の中でも4番目の高額となっており、また、公債費比率、起債制限比率については、最も高い比率となっています。 (普通会計)



【用語解説】

公債費比率

地方債の元利償還額(公債費)の一般財源に占める割合をいいます。

15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

(定費)

地方債元利償還充当一般財源 - 災害復旧等基準財政需要額に算入された公債費

標準財政規模 + 臨時財政対策債発行可能額 - 災害復旧等基準財政需要額に算入された公債費 起債制限比率

公債費比率の算定方式から事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費を控除して 得られた比率の過去3ヵ年の平均をいいます。

20%を超えると、起債許可の一部制限があります。

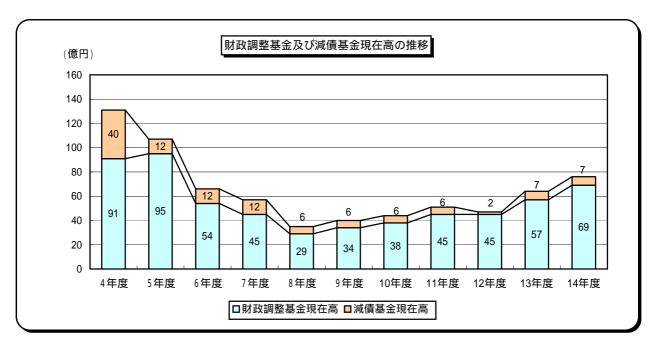
(算式)

- + PFI 事業における債務負担行為に係るもの - 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
 - + 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費

(4) 財政調整基金及び減債基金現在高の推移

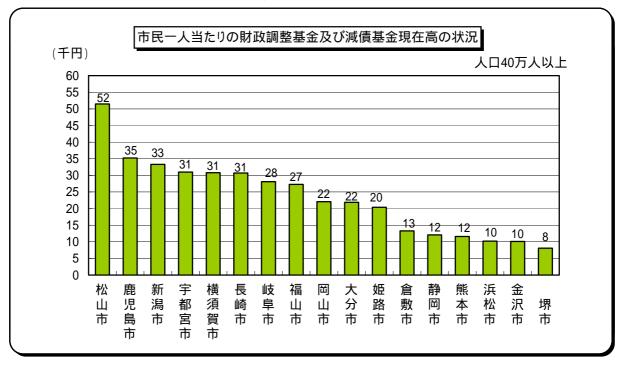
財政調整基金は、平成3年度の103億円をピークとして年々減少し、平成8年度には、29億円にまで落ち込みました。その後、微増傾向となっており、平成14年度末には69億円まで回復しています。

同様に、減債基金も平成4年度のピーク時には40億円あったものが、平成14年度末では7億円と減少しています。



(5) 市民一人当たりの財政調整基金及び減債基金現在高の状況

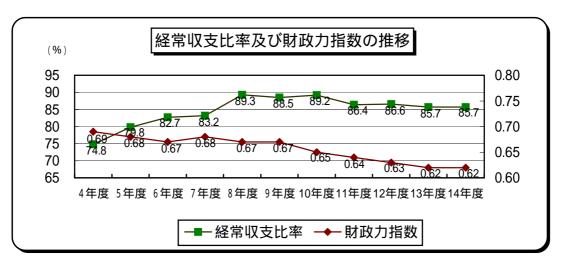
財政調整基金、減債基金現在高合計76億円を、市民一人当たりにすると、現在高は12千円となり、17市中第14位となっています。



(6) 経常収支比率及び財政力指数の推移

財政の弾力性を見る経常収支比率は上昇傾向を示し、平成5年度には、一般的に妥当といわれる75%を超え、平成8~10年度をピークとして、その後微減しつつあり、平成14年度は前年度と同じ85.7%になっています。

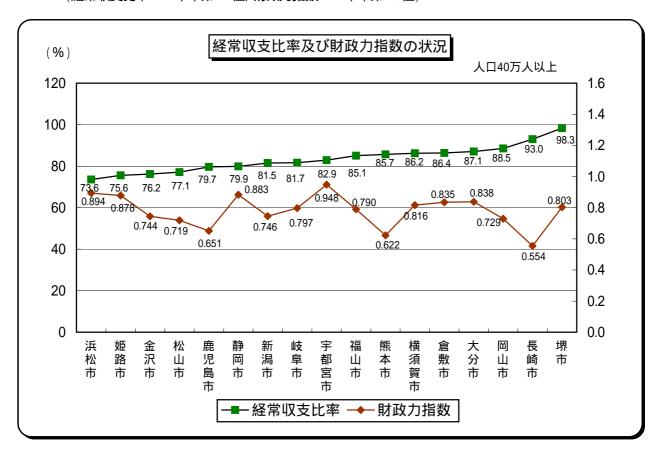
また、都市の財政力を示す財政力指数は、税収の低迷等を反映し、年々低下傾向を示していますが、こちらも前年度と同じ0.62になっています。



(7) 経常収支比率及び財政力指数の状況

経常収支比率は中核市の中でも高い方であり、一方、財政力指数は低い方にランクされるという、脆弱な財政基盤が浮き彫りになっています。

(経常収支比率 17市中第11位、財政力指数 17市中第16位)



【用語解説】

経常収支比率

義務的性格の強い経常経費に充当した地方税、交付税等の経常的一般財源が占める割合です。 財政構造の弾力性を判断する指標として用いられ、一般的には、都市にあっては75%程度が妥

当とされ、これが5%上昇すると弾力性を失いつつあるといわれています。

財政力指数

地方公共団体が標準的に必要とする一般財源(基準財政需要額)に対して、制度上、現実に収入され得る税収等(基準財政収入額)がどれだけあるかを示す指標です。

1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕がある団体であるとされています。